

保護者の皆様

宇美町立原田小学校ハピネス分校
校 長 半田 祐子
宇美町立宇美南中学校ハピネス分校
校 長 石原 玉絵

個人情報の取扱いについて（お知らせとお願い）

若草の候、保護者の皆様、お子様のハピネス分校への入学・進級、誠におめでとうございます。開校までの事前教育相談等へのご協力本当にありがとうございました。今後も本校教育活動にご理解とご支援をお願いいたします。

さて、個人情報の保護に関する法律および条例等の施行に伴い、本校においても個人情報の取得、取扱、管理等の面でより一層の配慮が必要となっています。

一方、学校の教育活動にあたっては、保護者等との連絡事務、公簿の作成、児童生徒の安全管理、指導上必要な環境面等の把握の必要から、児童生徒に関する諸情報を取得する必要もあります。

つきましては、以下に示す内容について、確認と同意をいただきたいと考えております。

- | |
|---|
| 1 公用カメラもしくは指定されたカメラでの教職員による児童生徒の写真撮影 |
| 2 各種通信（学校・学年・学級通信等）による児童生徒の学習活動の報告、教育活動への参加案内に掲載（公表対象：保護者・地域） |
| 3 ホームページによる児童生徒の学習活動の報告（公表対象：不特定多数） |
| 4 入学式における入学者一覧や卒業式の学事報告の名前の公表（公表対象：保護者・地域） |
| 5 運動会・体育会、中学校においては文化発表会の案内への掲載等（公表対象：保護者・地域） |
| 6 コンクールや大会（中学校：中体連・中文連）等の際しての名簿や結果
(公表対象：不特定多数) |
| 7 地域広報誌（広報うみ等）における活動や結果紹介（公表対象：地域） |
| 8 PTA 新聞掲載（公表対象：保護者） |
| 9 新聞・テレビ等の取材（公表対象：不特定多数） |
| 10 学校視察や学校要項（学校紹介資料）などの学校 PR 資料への掲載（公表対象：不特定多数） |

4, 5, 6 の内容につきましては、ハピネス分校では、現在のところ未定となっております。「実施した場合は」という視点でご回答ください。取得した情報については、必要以上の情報公表はいたしません。撮影した写真のデータについては、当日中に撮影端末から学校校務パソコンにデータを移行するなど、裏面のセキュリティポリシーに則り細心の配慮で取り扱ってまいります。

つきましては、写真撮影及び個人情報の掲載等に係る同意の有無について、切取線以下に必要事項を記入いただき、4月28日(月)までに担任へご提出ください。

..... 切 取 線

令和7年 4月__日

宇美町立原田小学校・宇美南中学校
校長 殿

____年__組 児童生徒名_____

保 護 者 名_____

上述の1～9の個人情報の取扱い

上述の1～10について同意します（ ） ※全てに同意される場合は○を

上述の（ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10）については、同意できません

※同意できない項目の数字に○を

「同意できません」を選択された方につきましては、担任より確認の連絡をさせていただきます。

差し支えなければ、同意できない項目についての理由を簡単に書いていただければ幸いです。

--

個人情報の取扱いについて

「個人情報の保護に関する法律」「福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（承諾のない写真撮影は、着衣があるなしに関わらず性暴力と捉えられる。）」等に基づき個人情報の取扱いについては、次のように行う。

（１）年度当初に児童生徒及び保護者に個人情報の取扱いについて書面等を活用し教育活動に係る写真撮影・名前の公表写真（肖像）の公表・公表の範囲等の確認を行い、保護者（本人も含めて）に同意をとる。同意の内容は次の通りである。

- ① 教職員による児童生徒の写真撮影の同意
- ② 各種通信（学校・学年・学級通信等）による児童生徒の学習活動の報告、教育活動への参加案内等に係る名前及び写真の公表の同意（公表対象：保護者・地域）
- ③ ホームページによる児童生徒の学習活動の報告に係る名前及び写真（肖像）の公表の同意（公表対象：不特定多数）
- ④ 入学式における学級発表・入学者一覧、卒業式における学事報告の公表の同意（公表対象：保護者・地域）
- ⑤ 運動会・体育会、中学校においては文化発表会等での案内での掲載等に際しての名前及び写真（肖像）の公表の同意（公表対象：保護者・地域）
- ⑥ コンクールや大会（中学校：中体連・中文連）等に際しての名簿や結果についての名前及び写真（肖像）の公表の同意（公表対象：不特定多数）
- ⑦ 地域広報誌（広報うみ等）による名前・写真（肖像）の公表の同意（公表対象：地域）
- ⑧ PTA 新聞掲載にかかる名前及び写真（肖像）の公表の同意（公表対象：保護者）
- ⑨ 新聞・テレビ等の取材に係る名前及び写真（肖像）の公表の同意（公表対象：不特定多数）
- ⑩ 上記以外の名前及び写真（肖像）の公表については、その都度保護者（本人も含めて）確認をとる。

（２）児童生徒の写真撮影について

- ① 撮影した写真のデータについては、当日中に撮影端末から重要性分類Ⅲとしてデータを移行する。撮影端末のデータは移行後ただちに消去する。
- ② 第３者が確認できていない場所における写真の撮影を行わない。（児童生徒との一対一での撮影は厳禁）

（３）データの取扱いについて

個人情報の公表は同意を得た保護者の児童生徒に限ることを厳守し、必要以上の情報の公表は慎む。